

○飯山市公民館条例の一部を改正する条例案（**朱書き部分＝改正箇所**）

昭和36年 3 月31日

条例第 9 号

飯山市公民館条例（昭和29年飯山市条例第22号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。） 第21条の規定により、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

飯山市公民館 飯山市大字飯山1436番地 1

（地区館）

第 3 条 公民館に地区館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

飯山市飯山公民館 飯山市大字飯山1436番地 1

飯山市秋津公民館 飯山市大字静間2598番地 1

飯山市木島公民館 飯山市大字木島1011番地

飯山市瑞穂公民館 飯山市大字瑞穂4174番地

飯山市常盤公民館 飯山市大字常盤1498番地 2

飯山市柳原公民館 飯山市大字小佐原6832番地

飯山市富倉公民館 飯山市大字富倉1769番地

飯山市外様公民館 飯山市大字中曾根50番地 1

飯山市太田公民館 飯山市大字常郷405番地イ

飯山市岡山公民館 飯山市大字照岡497番地 6

（館長）

第 4 条 第 2 条に規定する公民館に館長を置く。

2 館長の任期は、2 年とする。

（地区館長）

第 5 条 第 3 条に規定する各地区館に地区館長を置く。

2 地区館長は、非常勤とし、その任期は、2 年とする。

3 地区館長は、館長の命を受け、地区館における事業の企画実施その他の事務を総括し、所属職員を監督する。

（専門部）

第6条 公民館に専門的な事業の企画運営と推進を図るため、次表左欄に掲げる専門部を置き、その専門部員の定数は、同表右欄に掲げるとおりとする。

広報部	10人以内
学習部	20人以内
文化事業部	10人以内
厚生体育部	10人以内

- 2 専門部員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 各専門部に専門部員の互選により部長を置く。
- 4 専門部員は、非常勤とし、その任期は、2年とする。

(使用等の許可)

第7条 公民館の施設又は備品を使用しようとする者（公民館で管理する視聴覚教育に関する教材教具（以下「教材教具」という。）を借り受けようとする者を含む。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用等の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、公民館の使用を許可しない。

- (1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

- 2 教材教具の貸出しは、法第20条の規定による公民館の目的及び法第23条の規定による公民館の運営方針に従って活用しようとする団体又は機関に対して行う。

(使用権等の譲渡禁止)

第9条 使用又は貸出し（以下「使用等」という。）の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき又は前条の規定に違反したときは、公民館の使用等の許可を取り消し、又は使用等を中止し、若しくは停止させることが

できる。

- (1) 無断で目的外に使用しようとし、又は使用したとき。
- (2) 公民館の施設又備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (4) その他管理上必要があるとき。

(使用料)

第11条 前条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料については、使用を許可したときに徴収する。ただし、別表備考に規定する使用料については、使用した後に徴収することができる。

(使用料の減免)

第12条 社会教育のための使用又は市長が特に必要と認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、天災その他やむを得ない理由により使用しなかつた場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 使用の承認を受けた者は、施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償額は、市長が認定する。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

～以下省略～